

日本海・九州西広域漁業調整委員会  
第13回日本海西部会  
議事録

平成19年8月6日  
水産庁

## 1 開催日時

平成19年8月6日(月)14時～

## 2 開催場所

農林水産省三番町分庁舎 大会議室

## 3 出席者

(委員)

吉岡修一、齋藤洋一、佐々木新一郎、生越日出夫、屋田孝治、和田耕治、  
田中猛、風無成一、宮本政昭、宮本光矩、櫻本和美、森本 稔

(参考人)

西野正人 島根県かにかご漁業組合 組合長

## 4 議 題

(1) フロンティア漁場整備事業の計画策定について

(2) その他

## 5 議事内容

### 開 会

杉原境港漁業調整事務所資源課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから日本海・九州西広域漁業調整委員会の第13回日本海西部会を開催させていただきます。

委員の皆様を初め来賓の方々におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、委員数15名のところ、石川県の堂久八委員、漁業者代表の本川廣義委員、学識経験者の三木奈都子委員の3名の方が事情やむを得ず御欠席されておりますが、過半数を超える12名の委員の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条の規定に基づき本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事進行を吉岡部会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉岡部会長 それではごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、大変お暑い、またお忙しい中を、委員の皆様方を初め来賓の方々におかれましては、第13回日本海西部会に御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。どうか本日はよろしくお願いいたしたいと思います。

さて、本日の部会は、水産庁におきましてフロンティア漁場整備事業を進めていくに当たり、この事業計画については漁港漁場整備法第19条2に基づきまして関係広域漁業調整委員会の意見を聞かなければならないことになっている関係で御審議をいただくことになっているわけでございます。したがいまして、関係海域に当たります本部会において、フロンティア漁場整備事業の事業計画に関し水産庁より御説明いただき、委員の皆様方に御意見を聞くことにいたしているわけでございますので、委員の皆様方におきましてはどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、参考人の選定ということで、本日の部会は、先ほど申し上げましたとおりフロンティア漁場整備事業について議題となっております。本部会の事務規程第8条第2項には、部会は、必要があるときは、特別の事項に関し、参考人から意見を求めることができるという規定があるわけございまして、本事業に関係いたします漁業者を代表いたしまして島根県かにかご漁業組合の西野組合長に本部会の参考人として出席をしていただいておりますので、フロンティア漁場整備事業について必要に応じ意見をいただけましたら

ありがたい、このように考えておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

吉岡部会長 ありがとうございます。それでは、席にお移りいただきたいと思えます。

それでは、西野組合長には本部会の参考人として、フロンティア漁場整備事業に関しまして委員の皆様方と同様に意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

挨拶

吉岡部会長 それでは、会議に先立ちまして、本日、水産庁から橋本漁港漁場整備部長に御臨席いただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

橋本漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長の橋本でございます。本日、日本海・九州西広域漁業調整委員会の第13回日本海西部会の会合が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

御承知のとおり、我が国の水産業は、世界の水産物需給の増大、あるいは国際化の進展、それから周辺水域における水産資源状況の悪化などに加えまして、水産物の消費・流通構造の変化、あるいは品質・安全に対する消費者の関心の高まりといったいろいろな状況の変化に直面しているところでございます。このような状況に的確に対応するために、本年3月に私ども水産庁は「水産基本計画」を定めまして、これらと密接な連携を図りつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に実施するために、新たな「漁港漁場整備長期計画」を6月に閣議決定いたしましたところでございます。

その中の最も重要な課題であると我々が考えております、我が国の周辺の資源をこれからどうふやし、守り、育てていくのかという観点から、これまで実施してきておりませんでした排他的経済水域における、国が主体となって漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を創設することといたしまして、これまでに、そのために必要な漁港漁場整備法という法律の一部改正であるとか、その事業の実施に向けた政令の策定、所用の措置等を行ってきたところでございます。

繰り返しになりますが、本事業は排他的経済水域で行われるということございまして、当然、都道府県をまたがって多くの漁業者の方が関係されるということがございます。ま

た、この事業は資源回復計画などの保護の措置と一緒に行うということを前提として定めた事業であるとされておりますので、事業効果を適正に発揮するためには、関係者の皆様、特に関係漁業者の皆様の御理解、御協力が不可欠であるということから、仕組みといたしまして、事業計画策定に当たって、これまで補助事業ではそういうふうになっていなかったのですが、広域漁業調整委員会にお諮りいたしまして御意見を伺うという仕組みにさせていただいているわけでございます。

本日は、この事業の第1号として私どもが検討を行っております、日本海西部において現在早急に資源回復を図る必要がある、アカガレイ・ズワイガニを対象とした保護育成礁の整備について御説明をさせていただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、我が国水産業の発展と、国民の水産物の安定供給に向けて、資源回復に直接取り組んでおられる関係者の皆様のさらなる御支援、御協力を願ひするとともに、委員の皆様活発な御審議を願ひ申し上げまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

吉岡部会長 部長、どうもありがとうございました。

橋本部長におかれましては、この後、次の予定があるようでございまして、退席されるこのこととございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。

橋本漁港漁場整備部長 よろしくお願ひいたします。

吉岡部会長 それでは、配付資料の確認でございますが、本日お配りしてございます資料の確認を行いたいと思ひます。事務局からお願ひいたします。

杉原境港漁業調整事務所資源課長 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、「議事次第」と書いてあるホチキスどめの資料で、委員名簿、配席図、出席者名簿となっております。それから、カラー刷りのものがあります。後ほどパワーポイントで説明する資料になります。それから、特定漁港漁場整備事業計画書（案）、以上が配付してあります資料ですが、不足等がございましたら事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

説明の途中でも、資料に落丁等があればその都度、御手数ですが、事務局にお申しつけ

いただければと思います。

それでは、吉岡部会長、議事進行をよろしく願いいたします。

吉岡部会長 それでは、議事に入らせていただくわけですが、最初に後日まとめられます本日の部会の議事録署名人を選出しておく必要があるわけですが。これにつきましては、部会事務規程第11条によりまして会長の私から指名させていただくことになっておりますので、まことに僭越でございますが指名させていただきます。

今回の部会議事録の議事録署名人として、海区互選委員からは福井県の齊藤洋一委員、農林水産大臣選任委員からは風無成一委員のお二方をお願いいたします。お二人の委員におきましては、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

## 議 題

### (1) フロンティア漁場整備事業の計画策定について

吉岡部会長 それでは議題に入らせていただきたいと思います。

議題1、フロンティア漁場整備事業の計画策定について、事務局から御説明をお願いいたします。

岡上席水産土木専門官 それでは、特定事業計画の中身について御説明させていただきます。今日はスライドが小さいものですから、見にくいようでしたら、お手元にコピーを配付しておりますので、それも参考にいただければと思います。

まず、事業の背景と申しますか、必要性から簡単に御説明します。

左上にある図でございますが、世界的な人口増に対しまして、水産物の需給が逼迫しております。こういう心配があるのは御承知かと思えます。下の図ですが、そのような中で、我が国水産物の生産量の増減を見ますと、沿岸に比べて沖合域の資源の減少というものが大きくなっております。こういったことから、今年3月に閣議決定されました水産基本計画におきましては、沖合域の資源生産力の向上を図るため、国が主体となった漁場整備を行うための制度改正に取り組むとしたところでございます。

これが今年度新規事業で認められましたフロンティア漁場整備事業でございます。前回の広調委でも簡単に御報告申し上げておりますが、趣旨として、先ほど漁港部長のお話にもありましたように、排他的経済水域において、国が資源の回復を促進するための施設整備を資源管理措置とあわせて実施致します。これによって水産資源の生産力の向上を図る

としたものでございます。

対象としましては、アカガレイ・ズワイガニです。施設としては保護礁を整備しようということ。それから、初めてであります。事業実施主体として国。それから、負担率については国4分の3、都道府県4分の1ということでございます。

ただ、事業を実施するにあたっては、初めて事業を実施する関係上、法律及び政令等に要件等を規定する必要があるがございます。その関係で、この5月30日に漁港漁場整備法を改正しまして、具体的に、場所としては排他的経済水域、対象としては「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定する第1種、第2種特定海洋生物資源、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であって、実際にその措置が講じられているもの、さらに、著しい効果があるもの。このような要件が具体的に法律に規定されたところです。

さらに、次の段階として政令の制定が必要になりますが、政令の中では、水産動植物のさらに具体的な種類、それから、どこでやるのかという施行されるべき海域、それから事業の内容、こういったものを規定することになっています。これは8月7日閣議決定予定となっておりますが、実は明日、閣議決定予定でございます。

これが政令に具体的に規定する内容でございます。まず動植物でございますが、先ほどのアカガレイ・ズワイガニ。

それから、施行されるべき海域は、日本海西部海域のうち、アカガレイ・ズワイガニの生息・繁殖の水深帯を有する海域であって、領海と暫定水域を除くということでございます。アカガレイとズワイガニの生息水深から、沿岸側は大体水深180 m程度、沖合は大体500 m程度になっています。それから、隠岐の間については領海を除いてございます。北側については暫定水域を除いたということです。それから、東西線でございますが、西側は暫定垂れ下がり三角水域、それから東側の線ですが、京都府と兵庫県の県境のほぼ真北線ということで設定してございます。

事業の内容は、増殖場ということです。

これが事業実施の手続になりますが、一番上段は今お話ししました政令の規定です。これは明日閣議決定予定になっております。

今現在策定しているのが特定漁港漁場整備計画ということで、今回、これを策定するに当たって関係広域漁業調整委員会の御意見を承るということでございます。本日御意見を承った後、関係地方公共団体と協議いたしまして、その後、公告・縦覧(20日間)をかけ

まして事業計画を確定したいと考えております。

その後、関係県に、今度は事業を実施するに当たりまして負担の同意をいただくことになっております。これは県議会の議決が必要になっておりまして、もし議決いただければ事業の実施の環境が整うという段取りになっております。

これは、これまで皆さん何度もお目にかかっていると思いますが、現在国が策定している資源回復計画の概要です。小さくて申しわけございませんが、1番から17番、今17の資源回復計画がございますが、今回支援の対象とするのはこの6番目、日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画でございます。場所はここです。

これは日本海におけるズワイガニとアカガレイの資源の動向を示したものでございます。いずれもピーク時に比べて3分の1から4分の1程度になっておりますが、近年、少し持ち直す傾向にございます。これをより確実かつ高水準へ回復していくことが必要な関係で、今回、国の直轄事業におきましてその資源回復を促進していこうということでございます。

では具体的にどのような保護礁を設置していくかということですが、これは保護礁のイメージを示したものでございます。一辺約2km、2km四方の場所にブロックを等間隔でこのように置いて漁獲圧力の低減を図ろうということでございます。2km四方角については、これまで関係県、兵庫県や京都府で実施されているものを参考に決めております。

これは、参考までに今年直轄調査で撮影しました但馬沖の保護礁内のズワイガニの写真です。国の直轄事業では、このような、これまで関係県がされた保護育成礁を参考にしつつ、排他的経済水域へ展開していこうというものです。

では、具体的に先ほどお話ししました政令指定海域の中にどのように保護礁を設置していくかという基本的な考え方でございますが、一番大事なのは、事業の効果が発揮できるかということです。これを第1にしまして、関係漁業者の操業状況、それから、実際に工事ができるかどうかといった施工性等を総合的に勘案して決めることとしております。

事業効果の確保を考えるに当たりましては、1つは対象魚種、アカガレイ・ズワイガニが適度に分布しているか、あるいは、その生態です。特にアカガレイについては、移動経路、産卵場といったものに配慮して場所を絞り込む。それから、対象とするズワイガニの生息水深帯。これは、雌ガニを重視しておりますが、雄の資源減少も大きいことから、そういったバランス、あるいは稚ガニの生息域、そういったものを勘案して場所を設定しております。それから、これはいいデータなんですけど、実際の操業実績。これは、過去と現在の漁獲回数のデータがございますので、大きく落ち込んでいるところを重要視して保護



礁の設置場所を考えております。

それに加えて、当該水域には関係漁業者、沖底、これは大臣許可ですが、兵庫県、鳥取県、島根県のそれぞれの操業がございます。そのほかに島根県の小底、それから鳥根県のズワイガニのかにかご、そのほかにもございますが、こういった漁業に大きな支障を与えないか、あるいは漁業者の皆さんの意見を参考にしております。

最後に、工事の施工性としては、基本的には海底が平坦で傾斜が緩やかな場所を考えております。急傾斜だと保護礁が設置できませんので、そういった場所を除く、あるいは岩礁地帯を除くことも考えながら設置場所を考えております。

これが今回考えました特定事業計画の平面図です。大きく分類しますと、浜田沖、隠岐北方、赤碕沖、但馬沖に分類されます。これらの政令指定海域の中に延べ21群、8,400ヘクタールの保護礁を整備しようという計画でございます。かかる費用は65億、事業期間は平成19～26年の8年間ということでございます。保護礁のイメージは先ほどお話ししたものです。

では効果をどのように見込んでいるかということでございますが、まず考え方をお話ししますと、保護礁を設置しますと、当然その中は漁獲圧が低減されます。さらにはカニの増殖等も考慮致します。そういうことで、保護礁の中は一般海域に比べて生物の密度が濃くなるのが考えられます。そういったものが外へしみ出してくるということで、最終的には、しみ出した量のうちの漁獲割合、ある一定のものを捕獲するということで漁獲量の増加をカウントしております。

これは今お話ししましたことをイメージしているものですが、縦軸に資源密度を書いております。一般海域と保護礁設置海域の比較ですが、保護礁設置海域についてはこの部分、平面で見ると2km角の、これが保護礁です。ここの密度が保護されます。ここは基本的に操業自粛ということをしておりますので、これが青いところにしみ出てきます。ここではしみ出しの範囲を3マイルと設定しておりますが、青い部分の一部の漁獲を認めることで全体の漁獲の増加が図られます。これを効果としてカウントしております。

その結果、公共事業の場合、費用対効果分析を出すのですが、算出手法については水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインの暫定版によっております。結論から言いますとB/Cは1.99ということです。

見込んだ便益ですが、先ほどお話ししましたしみ出し効果による年間の生産増。これは概略で言いますと、3県で生産しておられるズワイガニ、アカガレイ、いずれも年間1割

ぐらい増産されるというカウントになっております。そのほかに水産加工業の生産増、あるいは民宿の生産増、そういったものを便益としてカウントしまして費用との比較をした結果、1.99になるということです。

これら便益が30年続くということで計算しております。

これは関係の費用負担のお話になりますが、今回、国の直轄事業ということでございますが、漁場の整備により、先ほどお話ししましたように陸揚げが増加します。そうしますと漁獲された生産物が漁港に揚がって背後の流通・加工といったところで地域にも一定の影響を及ぼすということから、この部分について4分の1の負担をいただくという考えですが、これらの便益については、基本的には各漁港に揚がる属地水揚量で代表してカウントし、その量によって分担割合を決めさせていただこうということで、結果、兵庫、鳥取、島根県の分担割合はこのようになってございます。最終的には県議会の同意を得て負担をいただくこととなりますが、一応、事務的にはこのような形でお願いいたしております。

最後に今後のスケジュールになりますが、本日、広域漁業調整委員会の意見をお伺いしているわけですが、これが終わりましたら、即刻関係県との協議に入らせていただいて、その後、20日間の公告・縦覧をかけます。それで問題がなければ、9月の頭に計画の決定をさせていただきまして、その後すぐ各県に負担の同意をお願いしまして、議決が得られれば10月以降、事業実施の環境が整うということでございます。

参考までに、今年度の事業は保護礁の設置までは行けないと考えておまして、地質の調査、深淺測量、保護礁の設計、そういったところを行う予定にしております。

これは今までお話ししました、全く小さくて恐縮でございますが、目的、内容、費用対効果、保護礁のイメージ、負担割合、全体を1枚に落とし込んだPR版でございます。御参考までに作成いたしました。

説明は以上で終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

吉岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問がありますれば受けたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

櫻本委員 費用対効果分析のところですけども、ここで試算されていますのは、いわば事前評価だと思うんですが、実際に事業を実施して、その後どういう効果があったかと

いう、いわゆる事後評価というのが必要ではないかと思うんですが、それについてはどう  
いう計画があるのでしょうか。

岡上席水産土木専門官 事後評価については、公共事業ですので、当然、今後効果を把握して  
いく必要がございます。具体的には、今回の事業を行いまして、現場の調査を、具  
体的にどれくらいついているかといった調査とあわせて、5年後に中間として事後評  
価を行う予定になっております。

櫻本委員 どうもありがとうございました。

吉岡部会長 そのほかに、ございましたら。

ございませんか。

どうぞ。

齊藤（洋）委員 これは漁業者への説明は終わっているのでしょうかね。

岡上席水産土木専門官 はい。関係する漁業者、先ほど主な漁業関係者をスライドにお  
示ししましたが、何度も現地に説明にお伺いしまして、一応、内諾と申しますか、御了承  
いただいております。

齊藤（洋）委員 もう1点、政権が変わろうと、この事業は実行されますか。

岡上席水産土木専門官 政権が変わっても行います。

齊藤（洋）委員 了解。

吉岡部会長 よろしゅうございますか。

それでは、ないようでございますので、日本海西部会といたしましては異議はないとい  
うことを決定させていただきまして、本委員会において報告をしてもよろしゅうございま  
すか。お諮りさせていただきます。

〔「異議なし」の声あり〕

吉岡部会長 ありがとうございました。

それでは、本事業計画は計画どおり承認されて、異議なく決定した旨、報告させていた  
だきます。ありがとうございました。

## (2) そ の 他

吉岡部会長 それでは、その他についてでございますが、委員の皆様方から何かござい  
ましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見がないようでございますので、事務局から何かございますでしょうか。もしないようでしたら次回の部会の開催予定について御説明していただければありがたいと思っております。

杉原境港漁業調整事務所資源課長 本部会ですが、次回の開催につきましては、今後、部会長を初め委員の皆様の御都合もお聞きしながら、追って御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

なお、この後、15時30分より本委員会を予定しておりますが、会場の準備がございますので、まことに恐縮ではございますが、委員の皆様には資料、お荷物をお持ちになられて、一たんこの場を退出していただきまして、ロビーなり控え室にてお待ちいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

吉岡部会長 それでは、本日の部会はこれもちまして閉会といたしたいと思っております。委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、議事進行への御協力、貴重な御意見、本当にありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名をさせていただきました福井県の齊藤委員、農林水産大臣選任委員の風無委員のお二方につきましては、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いいいたしたいと思っております。

これもちまして第13回日本海西部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会